

後期高齢者保健事業への支援について

滋賀県後期高齢者医療広域連合

滋賀県後期高齢者医療広域連合高齢者健康づくり基盤整備推進事業費補助金

専門職が介入する後期高齢者を対象とした保健事業
(後期高齢者医療担当部門はもちろん、健康増進部門でも介護予防部門でも可)

補助対象事業

高齢者の健康の保持・増進に寄与し、その健康寿命の延伸を目的とする事業であって、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 次に掲げる内容について、先駆的に取り組むもの及び地域の健康課題への取組として新たに又は拡大して取り組むもの
 - ア 高齢者の居場所づくりや生きがい活動を促進するもの
 - イ 重複頻回受診者に対して適切な相談や支援を行い、適正な医療の受診を促すもの
 - ウ 介護保険・介護予防事業と連携を図りながら、高齢者の健康づくりに寄与すると認められるもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、健康の保持・増進に寄与すると認められるもの
- (2) 糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化予防が期待される者に対して、医療機関と連携して保健指導を実施するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者健康づくり基盤整備推進事業の趣旨に合致すると広域連合長が認めるもの

補助金の財源

国庫補助(厚生労働省) 特別調整交付金(長寿・健康増進事業)、後期高齢者医療制度事業費補助金
(高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進)

補助金交付額（原則）【Aタイプ】

上限200万円

期間 3年間

補助率 10/10

（正規職員の人件費、備品購入費は対象外）

平成30年度実績

- ・ 沖島健康支援事業（近江八幡市）
- ・ 後期高齢者健康寿命延伸プロジェクト事業フレイル予防-服薬編-（湖南市）
- ・ 後期高齢者生活習慣病重症化予防事業（米原市） 他8事業

さらに、事業メニューを限定すると補助金交付額が増えます。【Bタイプ】

補助金交付額 被保険者数により上限有 ※
期間 期限なし（国の意向により変更有）
補助率 10/10（人件費等、国の基準有）
（正規職員の人件費、備品購入費は対象外）

事業メニュー

高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進

- (ア) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
（口腔については、訪問健診も含む）
- (イ) 生活習慣病等の重症化予防事業
- (ウ) 心身機能を包括的にチェックし、適切なサービスにつなげる事業
- (エ) 上記（ア）から（ウ）までを複合的に実施する事業

※ 事業費補助金交付額の上限

被保険者数	交付額の上限
10,000人未満	4,000,000円
10,000人以上50,000人未満	6,000,000円
50,000人以上100,000人未満	8,000,000円
100,000人以上	12,000,000円

平成30年度実績

- ・ 個別訪問歯科指導事業（竜王町）
- ・ リハビリから始める健康づくり事業（甲賀市）
- ・ 後期高齢者ウエルカム事業（東近江市）

補助金の利活用でよくいただくご質問

◇後期高齢者対象の事業に他の年齢層の方（前期高齢者等）も対象とした場合はどうすればいいですか？

各事業の対象となる後期高齢者にかかる費用のみを**人数按分**で広域連合の補助金を使用させていただきます。また、会計上、国や県等の補助金や交付金が混入しないように切り分けていただきます。



◇1つの市町で複数事業を実施することは可能ですか？

1つの市町で複数の事業を実施することも可能です。事業ごとに交付申請書の提出をいただきます。

◇継続的な事業実施を行う場合、補助金の利活用はどのような流れになりますか？

最初の3年以内は、国への報告等が少ない【Aタイプ:3年間限定】を活用し、基礎固めを行っていただきます。その後、4年目以降は期限のない【Bタイプ:期限なし】を活用し、**継続して事業実施を行っていただく形をお勧め**しています。

1年目	2年目	3年目	4年目以降
Aタイプ	Aタイプ	Aタイプ	Bタイプ

補助金の利活用でよくいただくご質問

◇補助金申請から交付までのスケジュールはどのような感じですか？

補助金の申請から交付までは以下のとおりのスケジュールです。Aタイプであっても、Bタイプであってもスケジュール、計画書、申請書は同じものを提出いただきます。**朱書きは市町で行っていただく内容です。**

4月	6月	9月	10月	翌4月	5月
事業計画書の 仮提出	国への 交付申請書 の提出	国からの 内示	・ 事業計画書 の本提出 ・ 交付決定	・ 実績報告 ・ 補助金金 額確定	補助金 交付

◇事業評価や効果分析の報告は必要ですか？

事業の評価と効果分析結果を求めます。国への調査回答や他市町への横展開を目的とした資料等、広域連合で出来る範囲は広域連合で処理しますが、事業の評価や効果分析についてデータ等をお持ちの場合は提出を依頼します。

◇補助金の金額が少額でも利活用できますか？

事業規模や**金額の大小に関わらず**、補助金を利活用していただけます。

◇補助金は既存の事業でも利活用できますか？

専門職が介入する後期高齢者を対象とした保健事業に対してほとんどのケースで利活用できます。既存の事業の場合、事業内容を少し変更していただくこともあります。広域連合まで一度ご相談ください。

滋賀県後期高齢者医療広域連合 保険者努力制度交付金（平成30年度から）

◇以下の条件を満たす事業について交付金を広域連合から対象市町へ交付

- ・ 広域連合の補助金の交付を受けていること
- ・ 国の保険者インセンティブ（後期高齢者医療制度）の加点対象の事業であること

※事業内容によっては交付金の対象にならないことがあります。事前にお問い合わせください。

◇使用用途は保健事業

- ・ 交付された交付金の使用用途は保健事業に充てていただきます。
- ・ 新規で事業を実施されることはもちろん、補助金で対象経費にならなかった正規職員の人件費や備品購入費等に活用してください。
- ・ 使用用途の報告を求めます。

◇交付時期は事業実施の翌年度

- ・ 交付金の交付時期は事業実施の翌年度7月以降を予定しています。
例）平成30年度実施事業→平成31年度交付
- ・ 交付対象になる事業については事前にご連絡します。予算編成の準備等をお願いします。

◇交付金の金額

- ・ 交付金の金額は平成30年度は1点につき**104.9万円**でした。
- ・ 平成31年度は国の予算（保険者インセンティブ）が50億円から100億円に増えることから、1点当たりの金額が増加する見込みです。

滋賀県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者保健事業基礎力向上研修会

◇平成30年度も研修会を開催しました。

- 高齢者の特性に着目した保健事業の研修会を開催
- 各市町の保健事業等担当者が集まってグループワークを中心とした内容で実施
- 開催日時 平成30年8月1日（水）、6日（月）の2日間（両日とも同じ内容）
- 場 所 滋賀県大津市（滋賀県厚生会館）
- 対象者 滋賀県内の県市町保健事業担当者
（保健師、管理栄養士等専門職、事務職等）
- 研修テーマ
 - ◆後期高齢者保健事業の課題共有
 - ◆高齢者の健康課題やQOLにまつわる最近の研究動向について
 - ◆対象者の行動特性をふまえたアプローチ施策について
 - ◆「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に沿った保健事業の戦略づくり

平成31年度も夏に開催予定です！



研修会の様子